

# 長崎県保健医療対策協議会 長崎県循環器病対策推進部会運営要領

(設置及び目的)

第1条 長崎県保健医療対策協議会設置要綱第8条に基づき、長崎県循環器病対策推進部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 部会の運営にあたっては、長崎県保健医療対策協議会専門部会運営要綱の規定のほかこの要領の定めるところによる。

3 部会は、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成三十年法律第百五号)第二十一条第一項の規定に基づき、長崎県の脳卒中、心臓病その他循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 法第11条に規定する都道府県計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 法第11条に規定する都道府県計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に関すること。

(組織)

第2条 部会は、若干名の委員で構成する。

2 委員は、循環器病に関する、医療、介護、福祉、患者等の関係者及び学識経験者等から必要に応じて長崎県福祉保健部医療政策課長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 部会の委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(運営)

第4条 部会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長がその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、長崎県福祉保健部医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、会長が部会に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、令和3年3月17日から適用する。
- 2 この要領は、令和6年11月1日から適用する。